

別紙 1

東日本大震災による代替家屋取得に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書



年 月 日

(宛先) さいたま市 区長

申告者

住 所

(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名

(名 称) \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

東日本大震災により被災した家屋に代わるものとして取得したので、地方税法附則第56条第11項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

【納税義務者】

住 所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ
氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 ( )

【代替家屋】

所 在 地	さいたま市		
家 屋 番 号		床面積	m <sup>2</sup>
共 有 持 分		種 類	
取得年月日	年 月 日	構 造	造
取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

【被災家屋】

所有者の住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ				
所 有 者 の 氏名又は名称					
所 在 地	(家屋番号: )				
種 類		床面積	m <sup>2</sup>	共有持分	
処 分 方 法	<input type="checkbox"/> 解 体 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日処分				

- 「代替家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## ◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）の取得に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

### 1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物件の場合は、その持分を有する者）
  - (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた時の相続人
  - (3) 被災家屋の所有者と特例適用家屋に同居する三親等内の親族
  - (4) 被災家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人
- ※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

### 2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしたものです。

※ ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破損された状態をさし、窓ガラスや造作の部分的な破損、屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の小さなひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含みません。おおむね半壊程度とする。

### 3 代替家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして取得した家屋（原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り、）の場合、被災家屋を取り壊し又は売却等の処分をしていることが必要となります。
- (2) 被災家屋を改築した場合は改築後の家屋となります。

### 4 取得期間

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得された家屋となります。

※ 被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

### 5 特例の内容

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税・都市計画税について、取得の翌年から4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

※ 他の減額特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は、その特例後の税額に適用されます。

## ◎ 添付書類

- (1) 当該被災家屋の所在する市町村長が発行する災害証明書
- (2) 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項証明書、被災家屋の図面の写し等
- (3) 被災家屋の解体契約書の写し、売買契約書の写し、工事請負契約書の写し等
- (4) 被災家屋の所有者の相続人が特例の適用を受けようとする場合は、住民票の写し及び被相続人との関係が分かる戸籍謄本の写し
- (5) 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族が特例の適用を受けようとする場合は、住民票の写し及び三親等内の親族であることを証する戸籍謄本の写し
- (6) 法人が特例の適用を受けようとする場合は、法人の登記事項証明書の写し

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。